

平成 24 年度第 4 四半期保安検査および保安調査において
保安規定違反区分「監視」と判断された項目の概要
(福島第一原子力発電所)

ダストフィルタ未装着のマスク使用について

概要

平成 25 年 2 月 1 日、旧展望台で実施している「伐採木覆土式一時保管施設設置工事」に従事していた作業員が全面マスクをダストフィルタ未装着で使用していたことを確認。また、平成 25 年 2 月 14 日には、旧グラウンドで作業していた作業員の全面マスクのダストフィルタが外れるトラブルが発生。ダストマスク必要エリアで、ダストフィルタ未装着での作業実施といったトラブルが連続して発生した。放射線防護具の着用を遵守させる措置を講ずることになっているが、不十分である。

保安規定の該当条項等

第 12 章

(管理対象区域内における協力企業の放射線防護)

第 163 条(1)および 2 .

対応状況

・使用前確認の徹底

協力企業については、放射線管理仕様書の遵守を改めて周知するとともに、各企業の作成する放射線管理基本計画書をより具体的な方法で記載することで、注意喚起を求めることとする(新年度の放射線管理基本計画書の提出時)。

今回、事例を発生させた企業を含めて、放射線管理仕様書に基づき、社内ルールに則って調査・監査を実施する。(平成 25 年度)

各企業に、マスク着用時のチェック(フィルタ有無や緩み等)を目的意識を持って確実に行うことを周知徹底するとともに、マスク着用手順の反復教育を行った結果を当社が四半期毎に確認する。(速やかに)

休憩所や免震重要棟の出口付近に、マスクの着用状態を確認するための姿見と正しい状態のマスクの状態を示したポスターを設置する。(2月28日設置済み)

・水際でのチェックの実施

休憩所や免震重要棟の出口付近で、APDの所持確認を行っている管理員により、第三者的に保護衣保護具の着用状態を確認する。(2月8日にAPD所持確認にあわせてマスクの着用状態についても確認するよう指示、2月12日付で委託業務指示文書発行済み)

・配備するマスクの品質チェックの強化

マスクに新しいフィルタを付ける際は、従前より口頭でしっかりねじ込むことを指示していたが、メーカー推奨のねじ込み基準を明文化して、委託員に指示する。(2月13日実施済み)

従前よりマスク配備時に委託員がフィルタ装着状況の目視確認を行っていたが、当社もコンテナに配備されたマスクの抜き取り確認を行う。(2月9日より実施中)